

美郷町での「くらしごと」 応援します!!

町では商工観光交流課内に「美郷暮らしサポートセンター」を設置し、住まいや仕事、子育てなど暮らしに関する相談やサポートの体制を整えています。ここでは、そういった要望にお応えするため、町が行っている暮らしや仕事をサポートするための事業についてご紹介します。

応援
します!



美郷暮らし促進奨励金

令和6年中に住宅整備(新築・購入・増改築・リフォーム)を行った方が対象となります。

■対象家屋

令和7年度に新たに課税される家屋または令和6年1月から12月の間に住宅整備を行い、工事が完了した家屋

■申請方法

5月中旬に固定資産税の納税通知が届いた後、美郷暮らし促進奨励金交付申請書に必要書類を添えて、**7月31日(休)**までに提出してください。

■交付要件

次の要件を満たすこと

- (1) 定住(5年以上)することを目的に300万円以上の住宅整備を行い、取得後6カ月以内に世帯員全員が美郷町に定住すること
- (2) 町税および使用料などを滞納していないこと
- (3) 申請者は次のいずれかに該当すること
 - ① 工事の契約者かつ物件の所有者であること
 - ② リフォーム工事の場合は、工事の契約者であること

■奨励金額(基本額) 申請者が満たす要件に従い、次のとおり交付します。

申請者の要件	奨励金の交付額
① 40歳未満または18歳以下(高校生相当)の子どもを扶養している方	住宅の固定資産税相当額の3倍の額
② ①の要件に該当しない方	住宅の固定資産税相当額

■奨励金額(加算額) 申請者が満たす要件に従い、交付額に次の金額を加算します。

加算要件	申請者の要件および加算額	
	① 40歳未満または18歳以下(高校生相当)の子どもを扶養している方	② ①の要件に該当しない方
町内事業者が施工した場合	10万円	5万円
移住世帯(10年以上町外在住)に該当する場合	20万円	10万円
18歳以下の子どもが同居する場合	子ども1人につき10万円	対象外
三世帯同居(孫世代が18歳以下)に該当する場合	10万円	5万円
空き家バンク登録物件を取得した場合	10万円	5万円

結婚新生活支援事業助成金

婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯に対し、住宅に係る費用の一部を支援します。

■対象費用

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に結婚を機に取得した住宅の購入費用、リフォーム費用、賃料、引っ越しに要する費用

■助成金額

新婚世帯が現に負担した住宅に係る費用、引っ越し費用を合わせた額(上限額30万円。夫婦ともに婚姻時の満年齢が29歳以下であった場合は上限額60万円)

※勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となります。

■対象世帯

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、かつ婚姻日における満年齢が夫婦とも39歳以下で次の要件をすべて満たす世帯

- ① 夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ② 婚姻日における最新の所得証明書から確認できる夫婦所得を合算した金額が500万円未満であること
- ③ 助成金の交付後、町に5年以上継続して住民登録し、かつ生活の本拠を町に置くこと
- ④ 夫婦ともに町税および使用料などを滞納していないこと

資格取得サポート事業

求職者の就業機会の拡大を図るため、就職に役立つ資格を取得した方に対して研修等の受講料等を補助金として交付します。

■補助対象者

次の要件をすべて満たす方

- ①美郷町に居住する60歳未満の方で、個人が負担する受講料等の支払いを行った方
- ②研修開始時に就職を希望している方で、公共職業安定所での求職活動を行っている方
- ③町税および使用料などを滞納していない方

■補助金額

受講料等の半額(上限5万円)

※ただし同一年度で1人につき1件

■申請方法

資格取得後、速やかに次の書類を提出してください。

- ・美郷町資格取得サポート事業費交付申請書
- ・受講内容と金額が確認できる書類の写し
- ・取得資格証、ハローワークカードの写し
- ・振込口座が分かるもの(キャッシュカードまたは通帳見開き1ページ目のコピー)

職業訓練等支援事業

求職者や在職者の職業能力向上および就労支援を図るため、職業訓練団体が行う講習会等の受講料を補助金として交付します。

■交付要件

次の要件をすべて満たすこと

- ①県南各地区の職業訓練団体が行う、技術習得・資格取得のための講習会等であること
- ②美郷町に居住する求職者および在職者個人が負担する受講料であること
- ③町税および使用料などを滞納していないこと

■補助金額

受講料の全額

■申請方法

講習会等を受講後、速やかに次の書類を提出してください。

- ・美郷町職業訓練等支援事業費補助金交付申請書
- ・受講内容と金額が確認できる書類の写し(修了証・申請者個人名の受講料領収書等)
- ・振込口座が分かるもの(キャッシュカードまたは通帳見開き1ページ目のコピー)

省エネルギー設備更新支援事業

中小事業者の省エネルギー化支援を図るため、設備更新に係る経費の一部を補助金として交付します。

■補助対象者

町内に事業所を設置する中小事業者
(個人事業主を含む)

■交付要件

次の要件をすべて満たすこと

- ①更新に係る経費総額が10万円以上であること
- ②既存設備よりエネルギー抑制が図られる設備であること
- ③中古品またはリースやレンタル等によって更新される設備でないこと
- ④新設する設備でないこと

■補助金額

既存設備の更新に係る経費総額の2分の1
(上限100万円)

■対象経費

既存設備の更新に係る購入費および工事費

■対象設備

空調・エアコン、ボイラ、照明設備(LED照明含む)、工作機械、プレス機械、プラスチック加工機械、冷凍・冷蔵設備、厨房機器など、生産工程または事業所に設置する設備全般

■申請方法

設備更新前に「美郷町省エネルギー設備更新支援事業補助金交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。なお、詳細は町ホームページでも確認できます。

雇用機会創出支援事業

中小事業者の雇用確保を図るため、インターンシップの経費の一部を補助金として交付します。

■補助対象者

町内に事業所を設置する中小事業者(個人事業主を含む)

■補助金額

交通費の2分の1(上限2万円)、

宿泊費の2分の1(上限2万5千円)

※ただし、1事業者につき同一年度1回限りで3人分までとする

■対象経費

事業者がインターンシップを行う際の交通費および宿泊費

■申請方法

インターンシップ実施前に「美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。なお、詳細は町ホームページでも確認できます。